

以下に該当する場合、この特例を適用できます

2020年4月～2021年10月までに法人を設立 または 個人事業を開業した場合

※2021年11月～2022年11月までに設立・開業した場合は、P7～P11をご確認ください。

2020年4月から2021年10月までの間に法人を設立または個人事業を開業した場合、設立または開業した年の年間事業収入の月平均を売上要件の基準月の事業収入とした上で、売上要件の対象月の事業収入が、基準月の事業収入に比べて**20%以上減少**している場合、証拠書類等並びに算定式及び基本情報について特例を適用することができる。

※事業収入は“税抜”で比較してください。

※通常どおり、基準月と対象月の同月比較とすることもできます(P4参照)。

※開業月については、開業日から月末までの売上を日割りし、通常の営業日数を乗じることで1ヶ月の売上とします。

追加の提出書類

■中小・小規模事業者等

- ①基準月を含む事業年の法人税確定申告書別表一の写し
- ②基準月を含む事業年の法人事業概況説明書（表面・裏面）の写し

■個人事業者

- ①基準月を含む事業年の確定申告書第一表の写し
- ②基準月を含む事業年の所得税青色申告決算書の写し（青色申告(一般)の場合)
- ③次のいずれかの書類

1. 個人事業の開業・廃業等届出書の写し(P6参照)

(開業日が**2020年4月1日～2021年10月31日**かつ、
収受印が押印されているもの)

2. 開業日等が確認できる公的機関が発行または収受した書類の写し

(事業開始年月日が**2020年4月1日～2021年10月31日**かつ、
当該書類の発行日または収受日が確認できるもの
(例：飲食店営業許可証、運送業許可証等))

選択できる売上要件の算定式は、以下のA・Bのいずれかのパターンです。

A 基準月と対象月の同月比較 → **本ページ参照**

※個人事業者(白色、青色(農業・現金))の方はこちらを選択することはできません。

B 事業収入の月平均との比較 → **5ページ参照**

A 基準月と対象月の同月比較

2020年4月から2021年10月までのいずれかの月を**基準月**として選択し、2021年11月以降の同月を**対象月**とすることができる。

【例】 2020年7月に新規開業し、2020年12月を基準月とする場合

(万円)

基準月	2020年									2021年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	-	-	-	20	60	70	40	50	80	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

対象月	2021年		2022年										2023年					
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	20	80	40	50	90	80	50	40	70	60	80	50	60	50	60	50	40	80

- ① 2020年12月を基準月としたため、2021年12月または2022年12月を対象月とすることができる
- ② 対象月である2021年11月以降の基準月と同月の売上が
 $800,000円 \times 0.8 = 640,000円$ 以下 (20%以上減少) であれば申請可能
- ③ 2021年12月の売上は、800,000円のため、要件を満たさない
 2022年12月の売上は、500,000円のため、要件を満たす
- ④ 2022年12月を対象月として申請

※開業月については、開業日から月末までの売上を日割りし、通常の営業日数を乗じることで1ヶ月の売上とします。

B 事業収入の月平均との比較

2020年4月～2020年12月までの期間に設立・開業した場合は、
開業月から2020年12月までの事業収入の月平均を基準月とすることができる。

2021年1月～2021年10月までの期間に設立・開業した場合は、
開業月から2021年10月までの事業収入の月平均を基準月とすることができる。

【例】 2020年7月に新規開業した場合

(万円)

基準月	2020年									2021年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	-	-	-	20	60	70	40	50	60	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

- ① 7月の開業から12月までの6ヶ月間の事業収入の合計 ÷ 開業月数(6ヶ月) = 500,000円
 (基準月の事業収入)
 3,000,000円
- ② 対象月である2021年11月以降いずれかの月の売上が
 500,000円 × 0.8 = 400,000円 以下 (20%以上減少) であれば申請可能
- ③ 2021年11月以降、400,000円以下の売上月である、いずれか任意の月を対象月として申請
 (この例の場合、2022年1月、2022年11月が申請可能な対象月)

(万円)

対象月	2021年		2022年										2023年					
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	90	80	30	50	90	80	50	45	70	60	80	50	20	50	60	50	45	80

※開業月については、開業日から月末までの売上を日割りし、通常の営業日数を乗じることで1ヶ月の売上とします。

■ 個人事業の開業・廃業等届出書の写し

開業日が2020年4月1日～2021年10月31日であり、收受日付印が押印されていること。

※e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。

※個人番号を塗り潰したものを提出ください。

※ 收受日付印が押印
されていること

※ 申請者と同一なこと

※ 個人番号を黒塗り
または目隠したもの
であること

※ 開業日が
2020年4月1日～
2021年10月31日
であること

1 0 4 0

個人事業の開業・廃業等届出書

納税地 税務署長 年 月 日 提出	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - -) (TEL - -) 上記以外の住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - -) (TEL - -) フリガナ 氏名 生年月日 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 生 個人番号 職業 フリガナ 届号
---------------------------------	--

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分	開業（事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。） 住所 _____ 氏名 _____ 事務所・事業所の（新設・増設・移転・廃止） 廃業（事由） （事業の引継ぎ（譲渡）による場合は、引き継いだ（譲渡した）先の住所・氏名を記載します。） 住所 _____ 氏名 _____																	
所得の種類	不動産所得・山林所得・事業（農業）所得 【廃業の場合……全部・一部（ ）】																	
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等 平成 令和 年 月 日																	
事業所等を新増設、移転、廃止した場合	新増設、移転後の所在地 _____ (電話) _____ 移転・廃止前の所在地 _____																	
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名 _____ 代表者名 _____ 法人納税地 _____ 設立登記 平成 令和 年 月 日																	
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 有・無 _____ 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 有・無 _____																	
事業の概要	できるだけ具体的に記載します。																	
給与等の支払状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>従業員数</th> <th>給与の定め方</th> <th>税額の有無</th> <th rowspan="3">その他参考事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専従者</td> <td>人</td> <td></td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>使用人</td> <td></td> <td></td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>	区分	従業員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項	専従者	人		有・無	使用人			有・無	計			有・無
区分	従業員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項														
専従者	人		有・無															
使用人			有・無															
計			有・無															
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無	有・無 _____																	
給与支払を開始する年月日	平成 令和 年 月 日																	

関与税理士 (TEL - -)

整理番号	整理部門	A	B	C	番号確認	身元確認
0					<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	
届出書提出	通信日付印の年月日	確認印	添付書類 個人番号カード/通知カード/運転免許証 その他 ()			
	年 月 日					

以下に該当する場合、この特例を適用できます

2021年11月～2022年11月までに法人を設立 または 個人事業を開業した場合

※2020年4月～2021年10月までに設立・開業した場合は、P3～P6をご確認ください。

2021年11月から2022年11月までの間に法人を設立または個人事業者が新規開業した場合、中小・小規模事業者等及び個人事業者(青色(一般))は、2021年11月から2022年11月までのいずれかの月の事業収入、個人事業者(白色、青色(農業、現金))は、設立または開業した年の年間事業収入の月平均を売上要件の基準月の事業収入とした上で、売上要件の対象月の事業収入が、基準月の事業収入に比べて**20%以上減少**している場合、証拠書類等並びに算定式及び基本情報について特例を適用することができる。

※開業月については、開業日から月末までの売上を日割りし、通常の営業日数を乗じることで1ヶ月の売上とします。

追加の提出書類

■中小・小規模事業者等

- ① 設立年の法人税確定申告書別表一の写し
- ② 設立年の法人事業概況説明書(表面・裏面)の写し

※決算期が到来していない場合は、事務局が定める新規設立・開業に係る収入等申立書兼誓約書を提出してください(P10参照)。

■個人事業者

- ① 開業年の確定申告書第一表の写し
- ② 開業年の所得税青色申告決算書の写し(青色申告(一般)の場合)

※2022年に開業した方は、**2022年分の確定申告終了後に申請してください。**

- ③ 次のいずれかの書類

1. 個人事業の開業・廃業等届出書の写し(P11参照)

(開業日が**2021年11月1日～2022年11月30日**かつ、
収受印が押印されているもの)

2. 開業日等が確認できる公的機関が発行又は収受した書類の写し

(事業開始年月日が**2021年11月1日～2022年11月30日**かつ、
当該書類の発行日又は収受日が確認できるもの)

(例：飲食店営業許可証、運送業許可証等)

売上要件の算定式は、以下のとおりです。

■ 中小・小規模事業者等 及び 個人事業者(青色(一般)) の方

A 基準月と対象月の単月比較 → 本ページ参照

※個人事業者(白色、青色(農業・現金))の方はこちらを選択することはできません。

■ 個人事業者(白色、青色(農業・現金)) の方

B 事業収入の月平均との比較 → 9ページ参照

※中小・小規模事業者等及び個人事業者(青色(一般))の方はこちらを選択することはできません。

A 基準月と対象月の単月比較

2021年11月から2022年11月までのいずれかの月を**基準月**として選択し、
2022年12月以降のいずれかの月を**対象月**とすることができる。

【例】 2022年2月に新規開業し、2022年3月を基準月とする場合

(万円)

基準月	2021年		2022年										
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	-	-	-	30	90	70	60	90	60	80	50	80	90
対象月	2022年	2023年											
	12月	1月	2月	3月	4月								
	50	80	100	90	120								

- ① 2022年3月を基準月とする
- ② 対象月である2022年12月以降いずれかの月の売上が
 $900,000円 \times 0.8 = 720,000円$ 以下 (20%以上減少) であれば申請可能
- ③ 2022年12月の売上は、500,000円のため、要件を満たす
- ④ 2022年12月を対象月として申請

B 事業収入の月平均との比較

2021年11月～2021年12月までの期間に開業した場合は、
開業月から2021年12月までの事業収入の月平均を基準月とすることができる。

2022年1月～2022年11月までの期間に開業した場合は、
開業月から2022年12月までの事業収入の月平均を基準月とすることができる。
※2022年分の確定申告終了後に申請してください。

【例】 2022年2月に新規開業した場合

(万円)

基準月	2021年		2022年											
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	-	-	-	770										

- 2022年2月の開業から12月までの事業収入 7,700,000円 ÷ 開業から2022年12月までの月数 11ヶ月 = 700,000円
- 対象月である2022年12月以降いずれかの月の売上が 700,000円 × 0.8 = 560,000円 以下 (20%以上減少) であれば申請可能
- 560,000円以下の売上月である2023年1月を対象月として申請

(万円)

対象月	2022年	2023年			
	12月	1月	2月	3月	4月
	80	50	100	90	120

※開業月については、開業日から月末までの売上を日割りし、通常の営業日数を乗じることで1ヶ月の売上とします。

■「道内事業者等事業継続緊急支援金（エネルギー価格高騰分）新規設立・開業に係る収入等申立書兼誓約書」

※中小・小規模事業者等で決算期が到来していない場合のみ、ご提出ください。

※個人事業者の方は、こちらの様式を使用することはできません。

2022年分の確定申告終了後に申請してください。

※事業継続緊急支援金専用ホームページから様式3をダウンロードしてください。

※事務局より、詳細な実態聞き取りや追加書類の提出を求める場合があります。

記載例

様式3

道内事業者等事業継続緊急支援金（エネルギー価格高騰分）
新規設立・開業に係る収入等申立書兼誓約書

令和 ● 年 ● 月 ● 日

北海道事業継続緊急支援金事務局 様

道内事業者等事業継続緊急支援金（エネルギー価格高騰分）に係る新規設立・開業特例を適用して申請するに当たり、決算期が到来していないため、下記のとおり事業収入があることを申し立て、記載事項について事実と相違ないことを誓約いたします。

なお、事務局から追加書類の提出依頼があった場合は、それに応じます。調査等により虚偽等が判明した場合、道内事業者等事業継続緊急支援金（エネルギー価格高騰分）を返還します。

記

1 申請事業者名等

(署名又は記名押印) ※法人の場合は、法人名及び代表者名記載	印
● ● ● ●	
(申請者住所)	
● ● ● ●	
(申請者電話番号)	
● ● ● ●	

2 事業による売上（収入）金額は以下のとおりです。
※決算期が到来していない基準月の事業による売上（収入）金額を記載してください。

年月	事業による売上（収入）金額
2021年11月	円
2021年12月	円
2022年 1月	円
2022年 2月	300,000 円
2022年 3月	900,000 円
2022年 4月	700,000 円
2022年 5月	600,000 円
2022年 6月	900,000 円
2022年 7月	600,000 円
2022年 8月	800,000 円
2022年 9月	500,000 円
2022年10月	800,000 円
2022年11月	900,000 円

